



長崎県議会議員 高比良元

スピードを上げて
長崎をもっと元気な
まちに変える！

もってこい
元気！

はじめ
たかひら元 政務調査事務所

〒851-0402 長崎県長崎市晴海台町2-9

TEL・FAX 095-892-1825

e-mail info@takahira-hajime.jp

URL http://takahira-hajime.jp/

発行責任者 高比良元

たかひら元

検索

ご挨拶

暑い日が続きますが、皆様におかれましてはご健勝にて活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、今回の政務調査レポートにおきましては、知事の肝入りで創設された「大学等発ベンチャー創出企業」においてバイオラボ社が県及び県産業振興財団から計一億円の出資と補助を得たにもかかわらず、全く売り上げに係る事業活動することなく、放漫経営と過剰投資によって結局破産に至り県民の貴重な税金を毀損させてしまった事件に対して、これまで県内初の第三者委員会や議会の調査特別委員会（地方自治法の百条委員会）が開催されてきたことから、この問題を集集し、事実確認に基づく問題点や責任を明確にするとともに、今後の再発防止とベンチャー支援についての制度設計のあり方等、私の考え方を述べさせていただきます。次第であります。

高比良元

一、【長崎県大学等発ベンチャー創出事業に係るバイオラボ社の問題の経緯等】

本県は平成15年度から17年度にかけて、大学等の研究成果をもにした成長性が期待されるベンチャー企業の創出を目的として、投資等により資金支援や専門家による経営支援を行う長崎県大学等発ベンチャー創出事業1億円枠を実施し、各年度1社ずつを採択して投資を行ってきました。

その中で、平成16年度は製薬会社が新薬を開発する際に必要となる薬効薬理の実験研究の受託事業を行うバイオラボ株式会社に対し、資本金として6,000万円を投資し、補助金として4,000万円を交付しております。

同社は県立大学シーボルト校の教授を代表者として、平成15年10月17日に会社を設立し、資本金7億3,300万円をもとに中国浙江省嘉善県の開発区に研究所を建設するとともに、長崎市内に本社を設置し活動を行っておりましたが、過剰投資と経営陣の放漫経営とされる要因によって事業に行き詰まり、昨年8月24日の取締役会において破産手続開始の申請をすることを決定し、現在、その手続きが進められております。約6億円を投資した中国の研究所も未稼働のままであり、経営見直しが立たない中で約5億6,500万円もかけて長崎本社ビルを設置するなど、ずさんな経営内容が指摘されていくとあります。

詰まり、昨年8月24日の取締役会において破産手続開始の申請をすることを決定し、現在、その手続きが進められております。約6億円を投資した中国の研究所も未稼働のままであり、経営見直しが立たない中で約5億6,500万円もかけて長崎本社ビルを設置するなど、ずさんな経営内容が指摘されていくとあります。

県や県が出資する長崎県産業振興財団は、同社に対してこれまで1億円を投資する他、ベンチャーキャピタル等の紹介をはじめ中国での研究所の設置について、土地探しや許認可等のアドバイス、中国政府との仲立ちをするとともに企業経営にノウハウを持つ経営指導員の派遣や広報誌で同社と代表者を見開きで紹介するなど相当なテコ入れを行っております。

以上のような概要・経緯ではありますが、同社が破産手続を開始するまでの間の県の対応について不自然と思われる点並びに不明な点がいくつもあります。

第一に、県はバイオラボ社に対して資本金6,000万円の出資の他に、補助金として4,000万円を交付しておりますが、同社がその運営上の責により実質的に倒産したことに対して補助金の返還請求はしない方針ですが、

これは通常の補助事業と比べて著しく均衡を欠くといわざるを得ません。

第二に、同社は、平成18年2月頃に県の指定金融機関となっている銀行が管理するある建設会社の建物を買収し長崎本社を設置しておりますが、これに投じた経費が約5億6,500万円と多額であり常識を覆すような取り組みであったため、取締役会において産業振興財団の経営指導員が強く反対の意を唱え、そのことを財団にも報告をしていたとのことですが、財団や県は何らの措置も講じなかったのは、何か特別な意図が隠されているように思われてなりません。

第三に、財団は、同社の中国の研究所が平成18年6月完成予定であったものの、期限を過ぎても未稼働であり、かつ、経営見通しが立たない中で先に述べた多額の投資による長崎本社の設置など放漫経営が明らかであることを承知し、また、県もそのことを承知していたであろうにもかかわらず、県は平成19年3月発行の広報誌で、同社を世界を舞台に事業を展開するベンチャー企業として見開きの2ページあたり大きく紹介し、結果として同社の社長は当該記事を材料として他に出資

を求める活動を行っていますが、何故県や財団は事実を隠へいしながらこのような広報をしたのか、不自然でなりません。

第四に、県は事業評価において、同社への取り組みを含む大学等発ベンチャー創出事業の効率性・有効性を高く評価しており、これは実態と大きくかい離しており不当な評価と言わざるをえませんが、何故、事実を曲げてこのような評価を行ったのか、これも不自然でなりません。



バイオラボ本社＝長崎市

二、【バイオラボ社と久木野社長 の会社経営上等の問題点】

大学等発ベンチャー創出事業1億円

枠で採択されたバイオラボ社が経営破たんした問題で、これまで昨年9月県議会本会議での一般質問をはじめ、所管経済労働委員会での質疑に加え、久木野社長をはじめバイオラボ社の関係者の二度にわたる参考人招致による委員会での質疑、さらに、井内経営指導員(当時)からの独自の聞き取り調査並びにその後の委員会審議等を通じて、久木野氏のスタンドプレーによる会社運営と放漫経営の実体ならびに県の指導監督のまずさ等が浮き彫りになってきました。

1. 中国の研究所建設について、当初計画では建設費が1億8,000万円であったが、改修、拡張、改修の繰り返しにより最終的に7億5,000万円に膨れ上がったが、それでも結局、未稼働に終わった。

2. 中国で動物実験を実施するという計画であったにもかかわらず、長崎でも動物実験を行うとして、長崎市内松山町の親和銀行が管理する金子建設のビルを約1億8,000万円で買収して長崎本社とし、実験室等の設置のための改修等に3億5,000万円をつぎ込み、結局これも機能しなかった。

3. 長崎本社の設置と多額の借入金による投資に対しては久木野社長と共同創業者であるK氏や長崎県産業振興財団の経営指導員であったI氏等が強く反対したにもかかわらず、久木野氏の断行によって進められた。

4. 改修工事等への多額の投資や借入金、並びに、中国の研究所の拡張工事等への投資についてバイオラボ社の取締役会での議決がなされたか非常に疑わしい。

5. バイオラボ社は、設置以来殆ど売上実績がないにもかかわらず、高額の役員報酬が支払われており、正常な企業運営のあり方からみて常識を逸脱している。

6. 久木野氏は、シーボルト大学の学生を長崎本社の研究室に休日・夜間に呼び込み、動物実験の手伝いをさせていたとの当時の従業員からの情報があり、会社運営上からも、また、大学教授という立場からも問題がある。

7. また、同氏はバイオラボ社の多額な借り入れに際して連帯保証人となっているが、会社経営が危険な状況にある時点で個人資産を全て奥さんの名義

に変えており、資産隠しの疑いがある。

8. 以上のような問題について、産業振興財団や県は早くから承知していながら、何ら対策を講じていなかった。等であります。

三、【県議会百条委員会での質疑】

これまで百条委員会では前述の質疑を明らかにするため、バイオラボ社に出資した当時の県や産業振興財団の責任者をはじめ、バイオラボ社の久木野社長他関係取締役、不動産会社の代表や商工中金・県信用保証協会の関係者等、多数の関係者を証人又は参考人として招致し、審議を行なってきましたが、その結果、次のこと等が明らかになりました。

第一に、大学等発ベンチャー創出企業（一億円枠）の制度設計において、投資委員会での審査、投資契約の締結、財団からの専門家の投資先企業の取締役会への派遣、事業の進捗を検証しながらの段階的な投資等、セーフティネットが設けられていたにもかかわらず、実際上バイオラボ社へのチェック機能が殆ど図られていなかった。

第二に、県は事業の執行を産業振興財団に任せたものの、財団においては当該事業を担当するスタッフが少なく、かつ、責任体制も不明確であり、県もこれを放置し、かつ、バイオラボ社への過度な期待を寄せていたばかりか、投資家等に対して県が行っている事業あるいは県が支えている事業であるかのような誤解を与えるような関わり方をしていた。

第三に、バイオラボ社の久木野社長とその他の取締役及び同社の関係者の間では次の点等について主張に大きな開きがあり関係資料等からみても久木野氏の発言の信憑性に疑問がある。

- ・中国土高銀行からのチャイナバイオラボ社への借入れにあたっての取締役会の決議と取締役の同意書の作製の有無

- ・松山本社ビルの改修に係る業者選定及び改修工事の発注に係る取締役会の決議の有無

- ・バイオラボ社の重要な事業計画及び組織人事に係る取締役会の決議の有無
- ・財団との間での投資契約の履行の有無

- ・財団から交付された補助金の適正運用の可否

- ・バイオラボ社の資金ショートに関する久木野氏の認識の時期
- ・松山本社ビル設置に係る経緯

なお、未だ次の事項について疑問が残っております。

- ・何故、18億500万円もの出資金が簡単に得られたのか、特に、銀行等からの借入れが安易になされたのか。
- ・松山本社ビル購入に係る不動産契約において土地・建物の代金が異なる契約書が二通あるのか。

四、【長崎市の百条委員会の結論】

長崎市議会においても、市企業立地奨励条例に基づいて〇七年度、〇八年度予算で同市がバイオラボ社に対し補助金計約8,600万円を交付したことに關して百条委員会が設置され、この間担当した職員6人を含み、久木野社長や関係取締役、不動産会社代表等に対して証人尋問を行ってきました。

その中で、補助金を受けるには、第一に、5,000万円の資本投下をする必要がありましたが、当時、工業労政課にいた職員は07年10月29日同社

が購入していた医療機器がリースだったことが明らかになり、資本投下が5,000万円以下であることに気付いた。これ受け、バイオラボ社の社員は市への補助金申請後に行われた同社本社ビルの改修工事の契約日付を遡って改ざんし市に提出した。

また、従業員5人以上が長崎市内に居住していることが要件であったにもかかわらず、そのうちの2人について住民票を移すのみで実態を隠していた。

さらに、同社が提出した補助金申請に添付する本社ビル購入の不動産売買契約書において土地・建物の売買価格が異なる契約書が、一方は市に提出され、他方は売買代金に充てるために融資を受けた商工中金に提出されており、補助金の対象となる土地代の評価が市への提出分である売買契約書の方が高かったことから改ざんの疑いがある等の事案が判明しました。

これらの事実をもとに、長崎市議会の百条委員会は久木野社長を詐欺罪で刑事告発するとともに公金意識を欠いた当時の職員を一定処分するよう市長に勧告するとともに、再発防止のため企業立地奨励条例について所要の改正を6月議会で行ったところであります。

五、私の考え方

①県及び県産業振興財団について

これまでの経済労働委員会及び百条

委員会並びに県が自ら設備した同問題に対する第三者委員会の審議結果と各種証拠資料を総合的に勘案するに、県は当時、中間中小企業の新たな事業展開を助長するために、他県にない思い切ったモデル事業として、リーディング的なベンチャー企業支援策として総額1億円の出資・補助を行なう事業を予算化し、そのための制度設計を行なったものの、ベンチャーキャピタルのような投資経験がなく、投資リスクに対する十分なチェック機能をどのように担保するか、また、投資企業に対する具体的関与のあり方をどのように行なったらよいか関係部局の間で共通認識がなく、かつ、実施に当たっての推進体制と責任体制の明確化が図られないまま、いわば机上の理屈のみで出

発し、その後のフォローがなく、結局は投資企業のなすがままに手をこまねいていたことに結果として失敗を招いた要因がある。

また、一度投資や補助を行なったという事実から、県民の税金を守らなけ

ればならないという意識よりは自分たちが行なった措置を自己弁護する意識のほうが強かったため、途中で取り組み方を軌道修正することができず、ずるずると大きな損失を生じさせる結果になったのではないかと考えます。

このことは県の当時の部長以下担当者までの参考人招致の審議における発言や県産業振興財団の責任体制の曖昧さや事業を担うマンパワーの脆弱性から明らかであります。

唯に直接なる責任があるというより、十分な知識や経験もなく、かつ、推進体制も不十分なままにいわば思いつきのようなやり方で実行していたことに大きな問題があります。

金子知事の肝入りで行なわれた事業だけに率直なところ本来的には知事自身に一番の責任があるのではないかと、思う次第です。

②バイオラボ社の久木野社長について

先に述べたとおり、久木野社長の主張は、バイオラボ社の他の取締役や関係人の主張と多くの点について大きく乖離したあるいは全く異なる内容になっています。

そして彼独特の語り口で対応を繰り返しています。

明らかになった会社経営の実態や関係書類、更には、他の複数の証人の一致した証言等からみて、彼が事実と違うことを述べている、あるいは、自分の都合のいい解釈で責任を免れようとしている、また自分の証言で自分には責任が及ばないように注意深く事前に検討した強い発言をしていると思われるなりません。

さらに、百条委員会の設置にいたる経緯を当時の立石副知事の発言として報道に公表したり、百条委の審議のあり方を批判し、公開質問状を提出し、また、日弁連に救済を申し入れるなど百条委員会そのものと闘い、自己弁護しようとする姿勢が明らかです。

我々委員は久木野氏を問責し、落し入れるために審議を行なってきたのではなく、県の公金1億円を何ら事業も実施もしないままに毀損させてしまっていた真相を明らかにし県民が納得のいく措置と再発防止策を検討することが目的で百条委を設置し適正な運営を行ってきたと確信しています。

こうした状況の中で、関係者の証言が違ふ為、事実が究明できないとして終わらせるわけにはいきません。これまでの審議の内容からみて久木野氏の証言が明らかに具体的な事実と異なる点を疎明し法的手段に訴えけるとともに、

県が設置したシーボルト大学に今なお在籍しながら教壇に立つこともしていない同氏の教授としての立場もそのまま見過ごすわけにはいかない、そのため何らかの告発をしなければならぬと考えています。

更に、県民の税金1億円、民間企業・個人等からの出資合計約18億円を得ながら、放漫経営や過剰投資並びにスタンドプレーの独走によって事業を具体的に実施することなく、また、なんら事業利益を得ることなく、多額の税金や第三者の出資金を毀損させてしまいい、そしてまた、自己への責任追及を免れるように資産隠しまで行なった久木野社長の責任は重く、同氏に対して県民の税金1億円の損害賠償請求を行うことが県民の声を代弁する責任ある取り組み方であると考えています。

お願い

◎ 政務調査リポートを配布していただけるボランティアを募っています。

◎ 政務調査活動の一環として各地でミニ集会を開催します。集会を開いてくださる方を募っています。

ご連絡をお待ちしています。